

「CMJ 登録品」ご利用のご案内

2018年7月27日改訂

一般財団法人 電気安全環境研究所 (JET)

一般財団法人 日本品質保証機構 (JQA)

CMJ 登録制度とは、電気製品の試験・認証を経済的・効率的に行うために、製品に使用される部品・材料を事前に評価（試験・工場調査）・登録して、製品試験時にその結果を活用する制度です。

また、登録後も毎年フォローアップが行われ、継続的に適合性が確認されます。

この登録制度に登録された部品・材料を使用した場合、該当する部品・材料の電気用品安全法の技術基準への適合性が事前に確認でき、御社において必要となる該当する部品・材料の品質管理コストの低減と、電気製品の試験・認証の際、複数の認証機関（電気用品安全法の登録検査機関及びSマーク認証機関）が製品試験時に部品・材料の登録内容の結果を活用することで、試験期間短縮及び試験費用軽減を受けることができます。

CMJ 登録制度としては、各種部品及びプラスチック材料が登録可能となっており、CMJ 登録制度に登録されている部品・材料のリストは、JET (<http://www.jet.or.jp/jetdb>) 及び JQA (http://www.jqa.jp/service_list/safety/service/voluntary/cmj/search.html) のホームページから確認することができます。

これら CMJ 登録済みの部品・材料を電気製品に使用することで、試験・認証の際に次のようなメリットがありますので、この機会に CMJ 登録品のご利用をお勧めいたします。

【備考】本資料は2014年1月1日付で改正施行された電気用品の技術上の基準を定める省令（技術基準省令）及び技術基準解釈に基づいて、従来の省令第1項は削除（別表第四及び別表第八のみを記載）、省令第2項は別表第十二に修正しています。

1. CMJ 登録品のご使用のメリット

（1）部品・材料の提出が不要

製品試験・認証等のお申込み時に、試験用サンプルとして部品・材料をご提出いただいておりますが、CMJ 登録品をご使用いただくことにより、試験用サンプルの提出が不要となります。

（2）試験期間の短縮

CMJ 登録品をご使用いただくことにより、製品試験時における部品・材料試験に必要な試験期間の短縮が図られます。

（3）試験費用の軽減

CMJ 登録品をご使用いただくことにより、製品試験時における部品・材料試験にかかる費用の軽減が図られます。

（4）提出技術書類の軽減

製品試験お申込み時に各種技術書類を提出いただいておりますが、CMJ 登録を受けた部品・材料については、登録証のコピーをいただければ、後は簡単な情報（登録の範囲内で使用されていることがわかる情報等）のみで十分です。

2. CMJ 登録品の種類

(1) 部 品

登録対象	対応規格（技術基準解釈）	要求内容
①サーモスタット	別表第八 1(3)ホ及びヘ	別表第八：電熱装置から発生する熱によって動作し、かつ、接点を機械的に開閉することにより温度を調節する構造の自動温度調節器は別表第四の基準に適合すること。
	別表第十二：J60065 14.5.1 項、J60335-1 24.1.2 項、J60598-1 0.5 項、J60950-1 1.5.3 項 等	別表第十二：JIS C 9730-2-9 (IEC 60730-2-9)への適合が確認できていない自動温度調節器は、試験により適合性を確認すること。
②機器用被覆電線の難燃性試験及び耐電圧試験（F マーク及び K マーク）	別表第八 1(10)ニ 及び ト 別表第八 2(94)イ(ロ) 別表第八 2(96 の 5) イ(ロ)	テレビジョン受信機、電子応用遊戯器具、ブラウン管を有する機器の内部の被覆配線は、難燃性を有すること。 またこれらの内、尖頭電圧 2500V を超える部分に使用するものにあつては耐電圧性を有すること。
③雑音防止用コンデンサ	別表第十二：J60065 14.2 項、J60335-1 24 項、J60598-1 0.5 項、J60950-1 1.5.6 項 等	外観、静電容量、耐電圧、絶縁抵抗、沿面・空間距離、端子強度、表示の耐溶剤性、高温高湿、インパルス電圧、耐久性、耐炎性、発炎性 (JIS C 5101-14: (IEC 60384-14))
④電動機進相用コンデンサ	別表第八 2(42)イ(ト) 別表第八 2(48)イ(ヲ) 別表第八 2(50)イ(リ)	JIS C 4908 に規定する電気機器用コンデンサを使用するもの（エアコン、電気洗濯機、電気冷蔵庫・冷凍庫）は保安装置内蔵コンデンサ、保安機構付きコンデンサ又はこれらと同等のものであること。
⑤機器用スイッチ	別表第十二：J60065 14.6 項、J60335-1 24.1.3 項、J60598-1 0.5 項、J60950-1 1.5.1 項 等	構造試験、固形物・埃・水の侵入に対する保護、絶縁抵抗・耐電圧、加熱、耐久性、機械的強度、空間距離・沿面距離、耐熱性、耐火性、耐トラッキング性、耐食性 等 (JIS C 4526-1)
⑥電流ヒューズ	別表第十二：J60065 14.5.2 項、J60335-1 24 項、J60598-1 0.5 項、J60950-1 1.5.1 項 等	寸法、構造、遮断容量、電圧降下、時間—電流特性、高温試験、耐久試験、最大継続ワット損、パルス試験 等 (JIS C 6575 シリーズ)

⑦耐トラッキング差込みプラグ	別表第四 6(1)リ(ニ) 別表第四 6(1)ヌ 別表第八 2(50)イ(ヌ)	コンセントとの突き合わせ面に面するプラグの外面で、その栓刃（接地極を除く）に直接接する絶縁材料は、JIS C 2134 (IEC60112)に規定するPTIが400以上であること。また、栓刃間（接地極を除く）を保持する絶縁材料は、JIS C 60695-2-11 (IEC 60695-2-11) 又は JIS C 60695-2-12 (IEC 60695-2-12)に規定する、温度試験（別表第四 6(1)ヌ及び別表第八 750℃、別表第四 6(1)リ(ニ)850℃）に適合する又は JIS C 60695-2-13 (IEC 60695-2-13)に従ったグローワイヤ着火温度が775℃（別表第四 6(1)ヌ及び別表第八）、875℃（別表第四 6(1)リ(ニ)）レベル以上の材料であること。
----------------	---	--

(2) 材 料

登録対象	対応規格（技術基準解釈）	要求内容
①絶縁物の使用温度の上限値の確認試験	別表第八 1(1)ロ（別表第四 1(1)ロを引用） 別表第十二：J60065 7 項、J60335-1 11 項、J60598-1 12.4 項、J60950-1 4.5.1 項	電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分に耐えること。
②熱可塑性プラスチックのポールプレッシャー試験	別表第八 1(1)イ 別表第十二：J60335-1 11 項及び30.1 項、J60598-1 13.2 項、J60950-1 4.5.2 項	熱可塑性樹脂製の器体の材料、外郭、充電部保持材等は、通常の使用状態における温度に耐えること。
③0.1mm ビカット軟化温度試験	別表第十二：J60065 7 項及び7.2 項	7 項：熱可塑性の絶縁物は、通常の使用状態にて（0.1mm ビカット軟化温度－10℃）の温度上昇であること。 7.2 項：主電源の0.2A を超える電流の流れる導電接続部を保持する絶縁材料の0.1mm ビカット軟化温度は、150℃以上であること。
④外かく用合成樹脂材料の水平燃焼試験	別表第八 1(2)ユ 別表第十二：J60950-1 4.7.3.3 項	別表第八：合成樹脂の外郭を有するものにあつては、難燃性を有するものであること。 別表第十二：防火エンクロージャーの外側の部品やその他の部分の材料については、HB 材（規定の燃焼速度以下であること。）であること。

⑤印刷回路用積層板の垂直燃焼試験	別表第八 1(3) レ	15W を超える電力が供給される印刷回路用積層板は難燃性を有するものであること。
	別表第八 1(10)ト	面積が 25cm ² 以上か、15W を超える電力が供給されるか、尖頭電圧が 45V 印加される印刷回路用積層板は難燃性を有するものであること。
⑥合成樹脂材料の垂直燃焼試験	別表第八 1(10)ホ(ロ)	別表第八：フライバック変圧器を保持する部分は、難燃性を有するものであること。
	別表第十二：J60950-1 4.7.3.2 項	別表第十二：18kg 以下の可搬形機器の防火用外郭は、V-1 以上の燃焼性を有すること。
⑦グローワイヤ試験	別表第四 6(1)リ(ニ) 別表第四 6(1)ヌ 別表第八 2(50)イ(ヌ) 別表第十二：J60335-1 30.2 項	接続部を保持する絶縁物は、着火及び延焼に耐性を持つこと。
⑧耐トラッキング性 (CTI) (電源プラグ用途に限る。)	別表第四 6(1)リ(ニ) 別表第四 6(1)ヌ 別表第八 2(50)イ(ヌ)	プラグの外面で、その栓刃 (接地極を除く) に直接接する絶縁材料は、JIS C 2134 (IEC 60112) に規定する PTI が 400 以上であること。

3. CMJ マーク

CMJ 登録制度において登録された部品・材料に表示されているマークです。



また、機器用被覆電線の難燃性試験 (F マーク) 及び耐電圧試験 (K マーク) については、電線の被覆に次の表示を付すことができますが、F マークの代わりに CMJ マークを付すこともできます。

F マーク : 「 - F - 」 K マーク : 「 - K - 」

【お問い合わせ先】

一般財団法人
電気安全環境研究所 (JET)

ビジネス推進部カスタマーサービスセンター
TEL: 03-3466-9203
E-mail: cs@jet.or.jp
<http://www.jet.or.jp/>

一般財団法人
日本品質保証機構 (JQA)

安全電磁センター 認証部 認証課
TEL: 042-679-0126
FAX: 042-679-0170
E-mail: jtp-safety-cert@jqa.jp
<http://www.jqa.jp/>

CMJ とは :

「電気用品部品・材料認証協議会」の英文名“Certification Management Council for Electrical & Electronic Components and Materials of Japan”の略称。

CMJ 登録制度の円滑な運営、普及促進等を図るため、1990（平成 2）年 4 月に学識経験者、製造事業者団体、登録機関（JET、JQA）等 15 団体で構成される協議体として発足。現在、材料部会、サーモスタット部会、F マーク部会及び電子部品 WG において、登録する部品・材料毎の各種検討を行っています。

CMJ 事務局（認証制度共同事務局）：

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-8-10 セイコー虎ノ門ビル 5 階
TEL: 03-5510-3211 FAX: 03-5510-3213
<http://www.s-ninsho.com/>